

山村振興法の改正に向けてよろしく申し上げます

全国山村振興連盟事務局長 實重重実

1月1日に生じた能登半島地震により亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

昨年には、新型コロナウイルスが5類に移行し、長期に及んだコロナ禍から、経済活動が復活してきた一方で、ウクライナ戦争に加えて中東での紛争が生じ、我が国経済社会にも物価高などが大きな影響を及ぼしたところでした。また、観測記録上最も暑い夏だったと言われるように、地球温暖化による気候変動や、その影響による災害が頻発し、脱炭素が待ったなしの課題となっております。

そうした中での今回の地震災害の発生でした。全国山村振興連盟でも、昨年来、山村の課題について山村市町村へのアンケートを行って参りましたが、その中でも特に将来への課題として多くの市町村が挙げられていたのは、人口が減少する中で、災害の頻発とこれに対する対応が懸念されるということでした。

地震により被災された地域が早期に復旧・復興されていくように政府・国民が一丸となって尽力することはもとより、今後における山村地域での減災・防災についても、特に意を用いていく必要があると考えます。

また、全国山村振興連盟において特別要望としておりました森林環境譲与税の譲与基準の見直しにつきましては、私有林人工林面積の譲与割合が50%から55%に引き上げられることとなり、令和6年度から適用される予定となりました。当連盟の特別要望が認められる形で決定されましたのは、会員の皆様をはじめとする関係者のご尽力の賜物であり、感謝申し上げます。

次の重要課題は、山村振興法の延長・充実です。現行の山村振興法は、令和6年度末をもって期限を迎えることとなりますので、本年は、山村振興の将来を見据えた議論をしていく重要な年になります。全国山村振興連盟と致しましては、従来以上に会員の皆様への情報提供、皆様との意見交換に努め、皆様のご意見を施策に反映していきたいと考えています。

昨年11月17日の総会では、垂れ幕に「国を守り支えていくために貢献し闘う山村」という文言を入れました。これは、副会長会議でのご意向を受けたものです。

「闘う」という言葉は、「戦う」とは違い、争いや競い合いではなくて、「自ら努力し奮闘する」という意味を表すのだそうです。山村地域は、条件不利な地域ではありますが、同時に国土の半分を占める地域でもあり、その公益的な価値は、脱炭素の時代にますます高まっています。ですから、国への支援を訴えるだけでなく、山村の市町村自らが、あるいは市町村の連合を組んで、前向きに新しいことに取り組み、また発信して行くことが必要だという意味なのです。

連盟としても、一緒になって尽力させていただきたいと思っておりますので、本年もどうぞよろしく申し上げます。